医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の\*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体) 平成30年10月現在 自己負担 受託開始 対象 実施主体 法別 食事療養費 区分 対象者 府県 医療機関等 入院 年月 入院外 県内 食事標準 全国の 平成12年 特定疾患治療 51 \*国が行う特定疾患治療研究事業の制度を拡大(対象疾病の拡大) 所得に応じて負担上限を設定 医療機関等 各市町 負担額を助成 10月診療分 1医療機関あたり500円/ 1医療機関あたり500円/ 重度心身 身体障害者手帳1級、2級、3級、療育手帳A及びBの一部、精神障害者保健福祉手帳1級の方、特別児童 浜松市内の 85 日(最大10日・上限5,000 月 対象外 障害者 扶養手当1級及び2級の対象児童。 医療機関等 円) \*薬局を除く 浜松市 20歳を迎える前日の属する月までの間にある児童がいる母子家庭の母と子・父子家庭の父と子、または父 浜松市内の 静岡県 1医療機関あたり500円/月 平成30年 母のいない子で、所得税の非課税世帯。 医療機関等 母子家庭等 84 対象外 \*薬局を除く (訪問看護ステーショ 10月診療分 \*所得税課税となっている世帯でも「寡婦(夫)控除」のみなし適用をして、所得税非課税世帯と判定された場 合は対象。 ンを除く) ・平成12年10月診療分から受託している特定疾患治療について、名称を変更のうえ、実施機関番号を新規設 定(変更) 県内 特定疾患治療研 所得に応じて負担上限を設定 県内の 86 対象外 (難病法施行令に準じる) 各市町 究 医療機関等 \*静岡県が指定した対象疾患の認定者 (対象疾患: 橋本病、突発性難聴) 県内 特定疾患治療 51 \*平成12年10月診療分から受託している特定疾患治療について、実施機関番号「86.22.602.4」の新規設定(変更)に伴い、「51.22.602.5」(自己負担あり)の取扱いを終了 平成30年9月診療分までの取扱い

各市町